



2022年5月13日

各 位

会 社 名 飛 島 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 乗京 正弘
(コード番号 1805 東証プライム)
問 合 せ 先 広 報 室 長 畠 田 陽 一
TEL 03-6455-8312

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の当社第79回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2022年9月1日より会社法が改正され、上場会社は電子提供措置の採用を義務付けられます。これにより、当社においても株主総会参考書類等の資料に記載される情報は、原則として電子的に株主の皆様へ提供されることとなりますので、当社定款に所要の変更をするものです。

具体的には、電子提供措置のもとでは不要となる現行第16条を削除したうえ、新たな第16条として、第1項に電子提供措置をとる旨を定める一方、第2項には書面による情報提供を希望される株主の皆様へ交付する書面につき、法令が許容する範囲で一部情報の記載省略が可能である旨を定めるといふものです。

なお、附則につきましては、会社法改正の日が本総会の日より後であることから、上記第16条の変更（削除・新設）の効力が発生する日等を定める一時的な規定を併せて設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（予定）

以上

(別紙)

(下線 〃 は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>① 2022年6月29日開催の株主総会の決議による定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、2022年6月29日開催の株主総会の決議により削除する定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>